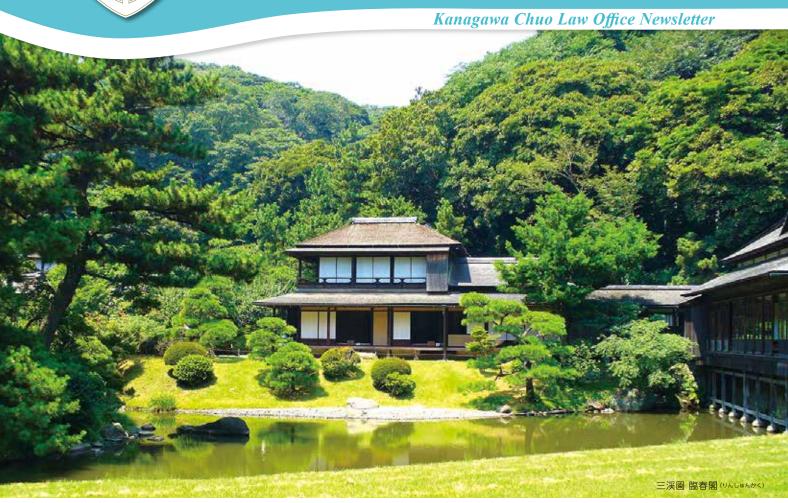
かり (ANCHOR/アンカー)のマークは信頼と希望の

神奈川中央法律事務



ANCHOR



暑中お見舞い申し上げます

今年も暑い日が続いておりますが、皆様におか れましては暑さに負けることなくお過ごしのことと 存じます。

当事務所も夏の暑さに負けずに日々業務に励ん でおります。

さて、今年は、新型コロナウイルスが日本を含 め世界中に影響を及ぼしました。日常の生活様式、 労働環境、休暇の過ごし方、人との接し方等が昨 年までとは大きく変わりました。このウイルスの影 響は、老若男女を問わず全ての者に影響を及ぼし たと言っても過言ではないと思います。皆様方も いろいろな影響を受けたことと思います。当事務 所も、マスク着用、手洗いうがい、アルコール消 毒、常時換気等の基本的なことから、打合室等に 飛沫感染防止シールドを設置したり、人の密を避 けるため滞在時間帯が重ならないように工夫する 等、様々な感染防止対策を実施しながら日常業務 を行っております。

今号表紙の写真は三渓園です。日本庭園の素晴 らしさが写真から伝わってきます。この他にも八 景島シーパラダイス、横浜イングリッシュガーデン、 ソレイユの丘ひまわり畑、横浜ランドマークタワー 等、神奈川の素晴らしい夏の風景は多々あります。 このような場所に、安心して見学・観光に行くこ とができる日がくることが、今から楽しみです。

今回のアンカーでは、法律相談Q&Aにおいて、 時効に関連する法律問題を掲載しております。最 近法改正された分野でもあり、時効に関するご相 談をいただくこともありますので、ご興味のある方 はぜひご参照いただければと存じます。

また、当事務所にご依頼いただいた「お客様の 声」も最終ページに掲載しております。

これからも皆様方のご期待にお応えできるよう 精進してまいりますので、変わらぬご指導ご鞭撻 の程今後も何卒よろしくお願い申し上げます。

代表弁護士 藤原 大輔





http://www.fdlaw.jp/

上記HPをご覧になり、法律相談を 希望したい旨、ご連絡をいただくことが あります。

最近は、新型コロナウイルスの影響を 受けたことで生じた問題に関するご相談 (会社経営・労働問題・相続・遺言書作成・ 離婚等)が数多く寄せられております。

皆様方も気になる問題がございました らお気軽にご連絡ください。



強制執行について

弁護士 藤原 大輔

Fujiwara Daisuke

友人にお金を貸したが約束 どおりに返済してくれないた め、返済を求め裁判所に訴え を提起し勝訴判決を得たにも かかわらず、その友人は裁判

所がくだした判決どおりに返済をしない、という場合があります。また、離婚にあたり、子供の養育費の内容を決め、裁判所にその内容を調停調書に記載してもらったのに、相手方がその調停調書どおりに養育費を支払ってこないという場合もあります。

これらの例のように、金銭債権について債務名義 (勝訴判決等のことです)があるにもかかわらず、相手方がその内容 どおりに払ってこない場合に、その内容実現のため、相手方 である債務者の不動産を競売したり、預貯金や給与を差押え たりして、強制的に満足を得ることがあります。このような 強制執行を申立てる場合、申し立てようとする者が、差押等 の対象となる債務者の財産を特定しなければなりません。

ところが、その財産に関する十分な情報がないために強制 執行対象財産の特定ができず、強制執行ができない場合があ ります。

それでは裁判所で勝訴判決等まで得たにもかかわらず、権利実現が図れず問題であるということから、平成15年に財産開示手続という制度が導入されました。しかしながら、この制度は実効性が必ずしも十分でないとの指摘がされていました。

そこで、令和元年5月に民事執行法等の改正法が成立、公 布され、現在施行されております。

この改正では、財産開示手続の見直し(財産開示義務者の

手続違反に対する罰則の強化、申立権者の範囲拡大)とともに、第三者からの情報取得手続が新設されました。強制執行の準備のために取得する必要性が高い情報であって、第三者に情報提供義務を課すことを類型的に正当化することができるものを個別的に抽出し、その第三者と情報の範囲が個別的に規定されたのです。

例えば不動産を競売したいという場合、勝訴判決等の債務 名義を有している者は、登記所に対し、土地建物等に対する 強制執行の申立に必要な事項を情報として提供するよう求め ることができます。この場合の第三者は登記所となります。

また、養育費を払ってこない債務者の給料を差し押さえたいという場合、債務者が住んでいる市町村や日本年金機構、国家公務員共済組合等に対し、債務者の給与(報酬、賞与)に対する強制執行の申立てに必要な事項を情報として提供するよう求めることができます。この場合の第三者は市町村や日本年金機構等となります。

さらに、債務者の預貯金を差し押さえたいという場合、銀 行等に対し債務者の預貯金債権に対する強制執行の申立て に必要な事項を情報として提供するよう求めることができま す。この場合の第三者は銀行等となります。

尚、上記不動産や給与に関する情報を取得する手続を行う ためには、財産開示手続を先行して行わなければならないと されており、実施要件が預貯金に関する情報取得手続より厳 しくなっております。

この法改正によって、これまで以上に強制執行の実効性向 上が見込まれておりますので、ご興味がある方は詳細につい て弁護士までお問い合わせください。



2020年4月1日から民法が改正されて**債権の消滅時 効**について色々変わったと聞きました。何が変わったのですか。

①債権を行使することができることを「知った」ときから5年、または、②債権を行使することができるときから10年経過すると、債権が時効により消滅して請求できなくなる、という形に改正されました。

これまで、原則として、債権を行使することができるときから10年経つと、債権が時効で消滅するとされていました(②のみ)。特別に、会社等の商人の事業(営業)に関する債権は

5年の時効とされていました(商事消滅時効)。また、民法では職業別に3年以下の短期消滅時効を定めていました。

改正によって、商事消滅時効と職業別の短期消滅時効が廃止され、一般的な消滅時効の期間が5年/10年に統一されました。

2020年3月31日までに契約したり、 支払期限が来たりした債権についても 一律5年の消滅時効になるのですか。

A 債権の発生時点等が2020年4月1日以降か以前かで 旧規定が適用されるか改正法が適用されるか分かれます。

既に2020年3月31日までに支払期限が来ている債権については、改正前の規定が適用されます。また、支払期限が2020年4月1日以降であっても、契約自体が2020年3月31日までに締結されている場合も、改正前の規定が適用され

暑中お見舞い申し上げます。



弁護士 榊 研司

Sakaki Kenji

今春のコロナウイルスの流 行により、日常生活が一変し ました。皆様いかがお過ごし でしょうか。

緊急事態宣言の発令によ り、裁判所の業務が止まり、

基本的に裁判が行われなくなりました。また、弁護士会や 行政等の各種法律相談も休止するなどしました。私は在宅 勤務を一部取り入れつつ、事務所においてコロナウイルス 対策を行った上で営業を継続していました。その中で、コ ロナウイルスの影響を受けた様々な法律相談が寄せられま した。例えば、このまま売上が回復しないと破産するしか ないという経営者の方や、仕事がなくなって家賃も払えな いというフリーランスの方、自宅待機を命じられたけど会社 から休業手当を払ってもらえず生活ができない労働者の方 など、様々なご相談がありました。緊急事態宣言中は裁判 所が休止していたことで裁判という手段が取れないことの もどかしさを感じつつ、政府が用意している各種支援策を ご案内し、とりあえずこの急場をしのぐことなどをお伝えい たしました。緊急事態宣言解除後、世の中が徐々に正常化 に向かう中で光明が見えてくるかと思います。政府の各種 支援策を活用するなどして、なんとか立て直していただき たいと思っております。日々制度が変わっておりますので、 一度利用できないと判断されたとしても、後日制度が変わ って利用できるようになることもあります。定期的にご検討 ください。分からないことなどがございましたら、お気軽に ご相談いただければと思います。

さて、この4月・5月は、自粛要請により自宅に籠っている時間が増えました。インターネット映像配信サービスのNetflixに加入しているのですが、普段見ないようなものも見るようになりました。韓国ドラマ「愛の不時着」です。韓国ドラマはほとんど見ないのですが、ランキングに入っていた「愛の不時着」をなんとなく再生したところ、一気見してしまいました。韓国の財閥令嬢がパラグライダーの事故で軍事境界線の38度線を越えてしまい、出会った北朝鮮の兵士に守られて…、というラブストーリーです。ベタといえばベタな展開なのですが、引き込まれてしまいました。この歳になると自分の嗜好が固まっているので、嗜好外のものはあらかじめ選択肢から排除してしまうのですが、世の中にはまだまだ食わず嫌いをしてはもったいないものがあるということを改めて認識しました。

緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ予断を許さない状況です。暑い日も続きますので、くれぐれもご自愛ください。

ます。例えば、自宅の建築請負契約を2020年3月1日に締結し、 請負代金の支払期限が2020年9月1日である場合も、改正 前の規定が適用されます。

基本的に、2020年4月1日以降に契約をしたものについて、 新しい消滅時効の規定が適用されると考えてください。

(2) 賃金についても5年に延長されたのですか。

A 「当分の間」、3年となりました。

もともと民法では賃金の消滅時効が1年とされていました(民法旧174条1号)。これを労働基準法が労働者保護の観点から2年に延長していました(労基法旧115条)。今回の民法改正により職業別の短期消滅時効が廃止されたことで、消滅時効期間が原則5年になったので、賃金の消滅時効期間の方が短くなる逆転現象が生じました。そこで、賃金について

も消滅時効期間を5年に延長すべきという議論が 生じました。ところが、経済界が反対をしました。賃金の消滅時効期間が2年から5年に延長 されると、未払い残業代の金額が単純計算で 2.5 倍になるので、企業側の負担が大きいなどの理由でした。 妥協の結果、賃金の消滅時効期間は「当分の間」は3年となり、 将来的に5年に延長されることになりました。2020年4月1 日以降に支払われる賃金は、当分の間、消滅時効期間が3年 となります。なお、2020年3月31日までに生じた賃金の消 滅時効期間は従来どおり2年のままです。

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権についても変わったと聞きました。

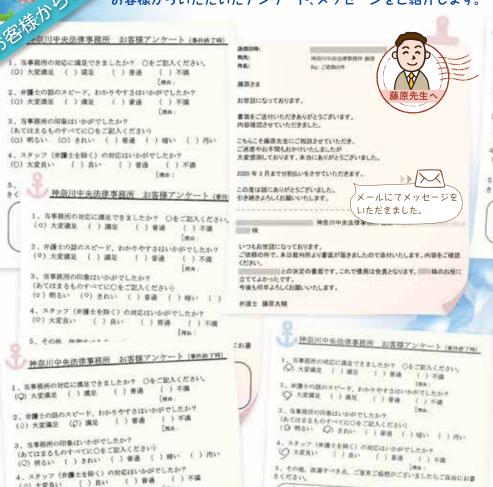
A 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権については、「知った」ときから5年、行使できるときから20年になりました(民法167条・724条の2)。

改正前では、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権について、不法行為構成と債務不履行構成という法律構成の違いによって、消滅時効等の期間が違いましたが、改正によって法律構成による消滅時効期間の違いはなくなりました。

他方、人の生命又は身体以外の損害(例えば、物損)については、法律構成による消滅時効期間の違いが残っています。



お客様からいただいたアンケート、メッセージをご紹介します。

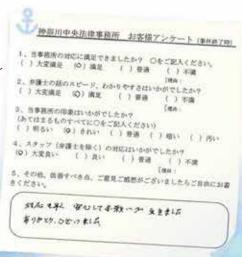


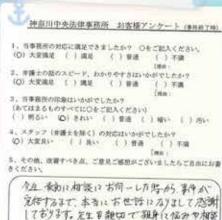
大党和思路的社会自己作品

相手をい対し、脱立たしい 気持ちるありましたので

ガー人パイケースなりのはあかっとず、冷勢を割れる極端を カックトル・アン・ア・・ おきまっあるまできゃったべる。

柳光至力為多著小人口調心、二百分前将至日次多者的八人





完任するまで、本当に古世話になりまして感謝 しております。左生を親切て現身に協力や相談 12章、て頂して重い者しかか緩和は小ました。 2十からの人生は、古陰様で希望の走が見えて幸れた オリがとうファー・ました。



事務局だより

連日厳しい暑さが続きますが、 ここのところ事務所内の窓から朝 夕に涼しい風が吹き抜けると、帰 省見送り中の北海道の実家の 夏がなつかしく思い出され

本年1月に入所いたしました。 日々皆様から多くの事を学ばせて 頂いております。早く皆様のお役 に立てるように、健康管理に も留意して、頑張っていき たいと思います。

夏季休暇のお知らせ

8月8日(十)から16日(日)まで 夏季休暇とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

神奈川中央法律事務所 〒231-0031 横浜市中区万代町 1-2-12 VORT横浜関内Ⅲ7階 A2 Tel: 045-681-6680 Fax: 045-681-6679

(の)大変良い ()食い ()普通 [(株本)

unpote それかけたしていなどろうした

5、その他、改善すべき点、ご意見ご必想がございましたらご背由にお書